

投資単位の引下げに対する考え方及び方針等

(1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、上場株券の最近の投資単位が 50 万円以上である場合、事業年度経過後 3 か月以内に、第 1 条の 2 第 1 項に規定する水準へ移行するための当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等について、適時開示規則（適時開示規則第 2 条第 10 項）に基づく開示が必要です。

(2) 開示事項

本項目に関する開示資料の作成にあたっては、以下に掲げる所定の開示事項について記載するようにお願いします。また、当該開示事項に限らず、この決定事項について投資者が適切に理解するために重要と判断される事項も記載するようにしてください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a 投資単位の引下げに関する考え方	現在の投資単位に対する会社としての認識や考え方を記載してください。 現状の投資単位に対する認識は、会社として現状の株価水準の高低をコメントしていただく趣旨のものではありません。市場における投資単位の分布において自社のおかれている現状の水準についてコメントするようお願いいたします。
b 投資単位の引下げに関する方針	将来の投資単位の引下げに対する会社としての具体的施策や方針等を記載してください。 会社としての具体的施策や方針等の記載においては、「株式の分割」や「単元株式数のくくり直し」等、できる限り具体的な施策に関する方針や（既に実施を決定している場合は）その実施要領等を記載してください。さらに、方針に関する記載においては、時限を明示する等具体的なイメージを伴うような記述（例えば「株券不発行制度導入時期を目途に投資単位の引下げを実施することを検討している」といった記述）が望まれます。 なお、具体的な投資単位の引下げに関する方針が現状存在しない場合や特別の事情等で当面投資単位の引下げが困難であると考えられる場合又は、投資単位の引下げについて特別の措置を必要としないと考える場合には、その理由等についても明記していただくようお願いします。